

高知市立鏡中学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月7日

I いじめの防止等のための基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめの問題の解決には、学校が一丸となって組織的に取り組み、生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。いじめ防止対策に関する基本的な考えは以下のとおりである。

- (1) いじめ防止等の対策により、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。
- (2) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であり、県・市、保護者、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校の現状と課題

本校の生徒は、真面目で落ち着いた生活を送れる生徒が多く、授業や与えられた課題などは卒なくできる。全体的に落ち着いて静かに学習や生活ができています。家庭や地域からの高い教育力に支えられていることもあり、本校生徒はしっとりとした雰囲気の中で日々を過ごしており、生徒指導上の課題は少ない。

しかし、本校は全校生徒30名余りの小規模校であるため、生徒の人間関係は少人数の中での人間関係である。本校卒業後や高校進学後のことを考えると、多人数で構成される集団の中で、望ましい人間関係を築くことができるような社会性の育成が課題である。

3 いじめ防止等に向かう学校の姿勢

(1) いじめの防止

- ① 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ② 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。
- ④ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するようにする。
- ⑤ 地域・家庭との連携を図りながらいじめの防止に努める。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは大人の目に付き難い時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づき難く判断しにくい形で行われることに特に留意する。

② 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるようにする。

③ 地域・家庭と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切かつ組織的に対応する。

① 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携する。

② 教職員は研修会等により、いじめを把握した場合の対処の仕方について理解を深めておく。

③ 学校における組織的な対応ができるよう体制を整備する。

II いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取組

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。

(1) いじめについての共通理解

① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。

② 生徒に対して全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、学校行事・読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。

② 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③ 自他の意見の相違に互いを認め合いながら建設的に調整し解決する機会や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、生徒が円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導

① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるよう留意して集団づくりを進める。

③ ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散、ストレスマネジメント等、ストレスに適切に対処できる力を育む。

④ 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で生徒への指導に当たる。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

① 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる

機会を生徒に提供し、生徒の自己有用感を高める。

- ② 教職員、家庭や地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いを生徒が得られるよう工夫する。
- ③ 異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む行事や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを通じて、自己有用感や自己肯定感を育成する。

(5) 生徒の主体的ないじめについての学びと取り組み

- ① 生徒会によるいじめの防止に繋がる取組等を陰から支える。
- ② 「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつけることは卑怯である」、「いじめをみているだけなら問題はない」などの考え方は、誤った考えであることを学ばせる。
- ③ ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、多勢で行ったりすることはいじめであり、深刻な精神的危害になることを学ばせる。

(6) いじめ防止のための年間計画

本基本方針に沿って、別表1の年間計画に基づきその取組を行う。

2 いじめの早期発見に向けての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気づき難く判断し難い形で行われたりすることに留意する。些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知に取り組む。

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 教職員と家庭とが必要に応じて情報を共有するなど、連携して生徒を見守り健やかな成長を支援する。
- (3) 定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配って交友関係や悩みを把握し、いじめの早期発見に努める。

3 いじめの早期解決に向けての取組

いじめの発見や報告については、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し対応する。被害生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」と直ちに情報を共有する。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」を中心に速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ④ いじめの事実確認の結果は、校長が学校の設置者又は教育委員会に報告するとともに、「いじめ対策委員会」から被害・加害生徒の保護者に連絡するようにする。

- ⑤ 学校や学校の設置者が、いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われると認める時は、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署と相談して対処する。
- ⑥ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意しながら、いじめられた生徒から事実関係の聴き取りを行うようにする。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し、保護者に対しては家庭訪問等により速やかに事実関係を伝えるようにする。
- ② いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の方等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくり、状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得られるようにする。
- ④ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組む。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うようにする。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ⑤ 教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えるとともに、その際には教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやしたてるなど同調し

ていた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるとともに、全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- ③ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ③ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れ難く発見し難いため、学校における情報モラル教育を進める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員及び専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための常設組織（いじめ対策委員会）を以下のとおり置く。

(1) 基本構成員

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭とする（事案に応じて、他の本校教員が加わる）。また、本校教職員以外の委員として、本校スクールカウンセラー、本校PTA会長、鏡地区主任児童委員とする。なお、会議や事案に応じて、学校長（委員長）より本校教職員以外の委員に参加を依頼する。

(2) 役割の内容

- ① 本基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成に参画する。さらに、学校長（委員長）の判断により、保護者や生徒の代表、地域住民等に協力を依頼する場合がある。
- ② 本基本方針の策定や見直し、校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかについて、チェックリスト（別表1）を作成しそれを基に点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
- ③ いじめの事実確認の実施とその判断や、いじめの早期解決に向けての対応を行う。
- ④ いじめの相談、情報等は、全て本組織に集まることになる。特に、その情報と相談内容の第一報は、生徒指導主事にできる限り早く集まるようにする。また、教職員及び生徒以外からの情報・相談窓口の責任者は教頭（副委員長）が務める。その情報も生徒指導主事とできる限り早く共有するようにする。
- ⑤ 情報の記録・管理の責任者は、教頭（副委員長）が務める。集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録整理・保管し、その実務は教頭（副委員長）が担う。
- ⑥ 教育委員会又は学校の設置者の判断により、学校が重大事態の調査を行う場合は、本組織を

母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

5 組織的体制を機能させる

- (1) いじめへの対応は、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。
- (2) 教職員が、生徒、保護者、地域の方から受けた情報や相談は、いじめ対策委員会にできるだけ早く報告する。
- (3) 平素からいじめへの対応のあり方について、全ての教職員で具体的に共通理解を進め、さらに、職員会議、校内研修、日常的な教育活動を通じて教職員間の連携を深めていく。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図るようにする。
- (5) 組織的に取組を実行できているかについて、各学期末に振り返りを行い、組織的な取り組みの改善を図る。

6 重大事態への対処

「重大事態」とは、いじめにより本校の生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、又は、いじめにより本校の生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時である。なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下のとおり置くものとする。

(1) 基本構成員

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭とする（事案に応じて、他の本校教員が加わる）。また、本校教職員以外の委員として、本校スクールカウンセラー、本校PTA会長、鏡地区主任児童委員とする。以上はいじめ対策委員会の構成員でもあり、事案に応じて学校長（委員長）より会議の参加を依頼する。また、事案に応じて、学校長（委員長）より専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

(2) 役割の内容

① 重大事態に係る調査主体

- ア 重大事態が発生した疑いがあると認める時に、学校は、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- イ 学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、上の「(1)基本構成員」を中心に重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

- ア 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではない。学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- イ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校や教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）

に整理して記録する。

ウ 学校は学校の設置者および附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。なお、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者など関係機関と適切に連携して対応に当たる。

エ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先にして調査を実施する。

オ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取しその生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

カ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。

(3) その他の留意事項

- ① 事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。たとえば出席停止措置の活用や、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するようにする。
- ② 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、十分に留意する。
- ③ 学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① 学校は学校の設置者と確認し合いながら、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- ② 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ④ 調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

7 校内研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する研修を行い、教職員の資質の向上を図る。重点的に実施する研修内容の対象は以下のとおりである。

- (1) 学校いじめ防止基本方針及び関連法の理解
- (2) いじめの防止の対策と取組
- (3) いじめの早期発見の対策と取組
- (4) いじめへの対処の対策と取組
- (5) 組織的体制の構築と取組

8 地域や家庭、関係機関との連携

本校生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図る。学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に努め、本校生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに対処する。重点的に取り組む項目や内容は、以下のとおりである。

- (1) 学校基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広める。
- (2) 家庭訪問や学校便りなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) いじめの問題について、開かれた園・学校づくり推進委員会を活用してPTAや地域の関係団体等から意見や評価等を得る。
- (4) 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、生徒の状況と対策について協議を行う。
- (5) 法務局と連携して、生徒にいじめに関する相談窓口を周知する。

9 検証と評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。

教職員においては、別表2のチェックリストにより取組等の検証を行う。

学校評価では、学校評価アンケートにいじめの問題に対する取組に関する設問を設けて、生徒・保護者・地域の方々から評価を得る。

なお、いじめの問題への取組は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、生徒の状況を十分踏まえて目標を設定し、その取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下のとおりである。

- (1) いじめの防止のための取組
- (2) いじめの早期発見・早期対応に関する取組。
- (2) 家庭や地域の関係団体等との連携促進

(別表1) 学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト

1 いじめの防止のための取組

項 目		チェック			
学校づくり 授業づくり	生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
集団づくり 生徒理解	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人ひとりと会話するよう心がけている	4	3	2	1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている。	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている。	4	3	2	1
資質能力の 向上	教員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項 目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られた場合、校内の「いじめ対策委員会」に報告し、複数の教職員で情報を共有して見守るようにしている	4	3	2	1
いじめの対応等	加害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害生徒への指導について、行為に対しては毅然とした態度で指導をし、行為の背景などに寄り添い、根本から改善に努めている。	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項 目		チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている		4	3	2	1
P T A活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている		4	3	2	1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点など

--

4 : よくできている 3 : 概ねできている 2 : あまりできていない 1 : できていない